

広報よこしば'96.4.1

# ど存じですか

## 児童扶養手当制度



児童扶養手当とは、父母の離婚などにより、父親と生計を同じくしていない児童を養育されている母子家庭などの生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

### 受給資格者

手当を受けることができる人は、次の条件にあてはまる18歳に達する日以後の3月31日までの児童を監護している母親、または母に代わってその児童を養育している人です。(平成7年

度から「18歳の年度末まで」支給が延長されました。)

児童が心身に基準以上の障害がある場合は、20歳になる誕生月まで手当が受けられます。また、国籍は問いませんが、外国籍の方は外国人登録し、一定の在留資格がある方に限ります。

①父母が離婚した後、父と一緒に生活をしていない児童  
②父が死亡した児童

③父が重度(国民年金の障害等級1級程度)の障害にある児童

④父の生死が明らかでない児童  
⑤父から引き続き1年以上遺棄されている児童

⑥父が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童  
⑦未婚の子で、父から認知されていない児童  
⑧捨て子などで、生まれたときの事情が不明である児童

右記に該当しても次のような場合は、手当は支給されません。

①児童が  
イ、日本国内に住所がないとき  
ロ、父または母の死亡による公的年金や労災による遺族補償を受けることがで  
きるとき  
ハ、父(重度の障害)に支給される公的年金給付の額の加算の対象となっているとき

二、児童福祉施設に入所しているとき、または里親が委託されているとき

口、公的年金を受けることができるとき(老齢福祉年金を除く)  
イ、日本国内に住所がないとき、  
ホ、母の配偶者(事実婚も含む)に養育されているとき(父が重度障害者の場合を除く)  
ロ、母または養育者が

ホ、母の配偶者(事実婚も含む)に養育されているとき(父が重度障害者の場合を除く)  
イ、日本国内に住所がないとき、  
ホ、母の配偶者(事実婚も含む)に養育されているとき(父が重度障害者の場合を除く)  
ロ、母または養育者が

### 手当の基準額

児童扶養手当の基準額は、左表のとおりです。

### 手当を受けるための手続き

役場福祉課で次の書類を添えて請求の手続きをしてください。  
審査の後、知事から認定についての通知が届きます。

- ①請求者と対象児童の戸籍謄本(外国人の方は在留資格の明記された登録済証明書)
  - ②請求者と対象児童が含まれる世帯全員の住民票の写し
  - ③その他必要書類
- ※印鑑を必ず持参してください。

### 手当の支払い

この手当には、所得による支給制限があります。すなわち、扶養義務者の前年の所得により①全額支給の人②一部支給の人③全額支給停止の人に行かれます。くわしいことは、役場福祉課お問い合わせください。

融機関の口座に振込まれます。振込の日は毎月11日ですが、11日が土・日や休日にあたる場合は、順次繰り上がり支払いになります。

知事の認定を受けると、認定請求をした月の翌月分から手当が支給されます。4月・8月・12月の年3回、支払月の前月まで

の分(例えば12・3月分が4ヶ月に)が、受給者が指定した金

額が支給されます。

お問い合わせください。

	全額支給の場合	一部支給の場合
児童が1人のとき	41,390円	27,690円
児童が2人のとき	46,390円	32,690円
児童が3人以上	1人につき3,000円加算	1人につき3,000円加算

融機関の口座に振込まれます。

振込の日は毎月11日ですが、11

日が土・日や休日にあたる場合

は、順次繰り上がり支払いに

なります。